

公益社団法人愛媛県診療放射線技師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛媛県松山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、医用放射線の安全利用に関する知識の普及及び診療放射線技術学の向上発達を図り、もって県民の保健の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県民への放射線の知識の普及啓発
- (2) 放射線の管理及び障害防止の調査研究
- (3) 診療放射線技術学の向上に関する研究、調査及び指導
- (4) 本会の事業の趣旨を目的とした図書・刊行物の発行
- (5) 診療放射線技師の職業倫理の高揚
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、愛媛県内において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人（診療放射線技師免許又は診療エックス線技師免許を有する者。）
- (2) 名誉会員 正会員の中にあつて、この法人に対して特に功労のあつた者として理事会の推薦に基づき総会において承認された者
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、理事会はその可否を決定のうえ、これを本人に通知するものとする。

(経費の負担等)

第7条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、総会において別に定める会費等に関する規程に基づき、入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。

2 賛助会員は、会費等に関する規程に基づき賛助会費を納入しなければならない。

3 前2項の会費等及び賛助会費については、その2分の1以上は公益目的事業のために、残余は管理費用のために充当するものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決に基づき除名することができる。この場合、当該会員に対し、総会の開催日の1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 診療放射線技師免許又は診療エックス線技師免許を喪失したとき。

(2) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

(3) 総正会員が同意したとき。

(4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(5) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費等、賛助会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員

(役員の設定)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 13名以上16名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、9名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(顧問)

第13条 この法人に任意の機関として、顧問2名以内を置くことができる。

2 顧問の選任は、理事会において決議し、会長が委嘱する。

3 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 顧問は、重要な会務について会長の諮問に応える。

5 顧問は、無報酬とする。

(役員構成)

第14条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係がある者の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第16条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及

び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 理事又は監事は、再任することができる。

(役員解任)

第18条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。この場合、当該役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第19条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員報酬等及び費用に関する規程による。

第5章 総会

(構成)

第20条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第21条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

- (6) 入会の基準並びに会費及び賛助会費の額
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 前各号に定めるもののほか一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第23条第2項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第22条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、会長に対して招集の請求があったとき。

(招集)

第23条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するには、総会の開催日の2週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。

3 会長は、前条第3項第2号の請求があったときは、請求の日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

4 前条第3項第2号の招集の請求から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知が発せられない場合には、招集の請求をした正会員は、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。

(議長)

第24条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第25条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第26条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第11条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決権の行使)

第27条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的記録をもって議決権を行使し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、前条に規定する総会については出席したものとみなす。

2 代理人により議決権を行使する場合、当該正会員又はその代理人は、代理権を証明する書面又は電磁的記録を提出しなければならない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(総会運営規則)

第29条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第32条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第2項及び第3項の規定に基づき、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 会長は前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知を発しなければならない。
- 4 理事会を招集する際は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は常務理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全

員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

（理事会運営規則）

第38条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第7章 資産及び会計

（財産の種類別）

第39条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。（別表の財産）

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その2分の1以上を公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては理事会の決議により別に定める。

（基本財産の維持及び処分）

第40条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、理事会の承認を受けなければならない。

（事業年度）

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第42条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けた後、総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (公益目的取得財産残額の算定)

第44条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、第47条の規定を除き、総会の議決により変更することができる。

- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

(解散)

第46条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1箇月以内に、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及

び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の公益社団法人移行後最初の理事及び監事は、別紙役員名簿記載のとおりとする。
- 4 この法人の最初の会長は、愛媛県松山市樽味4丁目3番37号 茂木 大志とする。
- 5 この法人の最初の副会長は、三宅 隆、森 高義とする。
- 6 この法人の最初の常務理事は、渡辺 真由美、本田 弘文、大元 謙二、羽藤 寛文、高橋 渉、新山 博、古用 太一、前田 武志、水口 司とする。

別表の基本財産 (第39条第2項関係)

財産の種別	場所・物量
建物 (マンション)	愛媛県松山市道後樋又8番29号 床面積：20.44 m ² メゾン・ド・ルー403号室